

受験・就職活動で県外を訪問した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、4月6日以降に大学・大学院受験または就職活動で県外を訪問する場合に、以下の対応をとることとします。

訪問先が緊急事態宣言の発令が予想される地域または感染者が急激に増加している地域にある場合

- ・訪問日翌日から14日間は登校することを禁止とする。
- ・公欠願及び報告書の提出をもって、登校禁止の14日間も出席扱いとする。
- ・欠席した14日間の授業については、授業の資料により自宅学習を行うこと。

訪問先への経路で上記の地域で乗り換えが必要な場合

- ・乗り換え駅の改札を出ての活動、駅内であっても飲食店の利用等をした場合には、上記と同じ措置とする。

訪問先の地域に関わらず、行き帰りの際にはマスクを着用するなど十分注意するとともに、不要な立ち寄りを行わないこと。